

第3期中期目標(原案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)	備考
<p>前文 地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、県立中央病院及び県立北病院を運営し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきており、また、収支の改善及び経営基盤の強化が進められてきたところである。</p> <p>県立中央病院は、本県の急性期医療の基幹病院として、高度救命救急センターの運用及び精神・身体合併症病床の設置をはじめ、救命救急医療の機能を強化している。</p> <p>また、ゲノム診療に係る体制の整備及び熊本地震の被災地に速やかに災害医療チーム(DMAT)を派遣するなど、都道府県がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供している。</p> <p>さらに、地域医療支援病院として、地域の医療機関と連携し適切な医療を提供できる体制の構築を図っている。</p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急医療体制の24時間化対応及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣のほか、増加する児童・思春期精神科患者への医療を充実させるための機能を強化している。</p> <p>また、心神喪失者等医療観察法の指定入院医療機関・指定通院医療機関として、患者の社会復帰に向けた治療を行い、さらには、訪問看護ステーションの開設など、診療機能の強化を図りながら、患者の治療、地域移行、退院後のリハビリテーション等について、総合的で一貫した医療を提供している。</p> <p>県立病院機構は、引き続き県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を運営する重要な役割を果たすとともに、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、本県の政策として行うべき医療(以下「政策医療」という。)を確実に提供することが求められる。また、政策医療等の着実な実施に資するよう、可能な限りそれぞれの項目について客観的で定量的な指標を自主的に設定し、業務運営の不断の改善を進める必要がある。</p> <p>この中期目標は、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化、質の高い医療への関心の高まり、ICT(情報通信技術)の急速な進展など医療環境が激しく変化している中で、県立病院機構が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものであり、県立病院機構が、県民に信頼される医療を提供するとともに、政策医療を確実に提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与していくことを強く求めるものである。</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、第1期中期計画(平成22年4月1日から平成27年3月31日まで)において、山梨県の基幹病院としての使命を十分に認識し、中期目標に定められた政策医療の確実な実施、医療の質の一層の向上及び経営基盤の強化に取り組み、一定の成果を得たところである。</p> <p>平成27年4月1日から始まる第2期中期計画においても、引き続き山梨県の基幹病院として、多様化する県民の医療ニーズに対応するため、職員一丸となつて、その実現に向け全力で取り組んでいく。</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、山梨県が定めた中期目標において山梨県の基幹病院を運営する役割を担うとともに、本県の政策として行うべき医療(以下「政策医療」という。)を的確に提供し、県内における医療水準の向上と経営基盤の安定化を図り、もって県民の健康の保持及び増進に寄与していくことが求められている。</p> <p>令和2年4月1日から始まる第3期中期計画期間においては、できるだけ分かりやすい定量的な指標を用いて業務運営の改善に取り組むとともに、医療環境の変化に対応しながら、山梨県が策定した中期目標を達成し、県立病院機構としての使命を果たしていくものとする。</p> <p>第1 中期計画の期間 P 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 P 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 P 第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 P 第5 短期借入金の限度額 P 第5-2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画 P 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 P 第7 剰余金の使途 P 第8 料金に関する事項 P 第9 その他業務運営に関する重要事項 P</p>	<p>指標は業務運営の改善に用いるとする。</p> <p>分かりやすい=病院内で広く共有され、ひとり一人が取り組みやすい</p>

第3期中期目標(原案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)	備考
<p>第1 中期目標の期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。</p>	
<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県立病院機構は、定款で定める目的(※)を達成するため、その業務について質の向上に取り組むこと。</p>	<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	
<p>1 医療の提供 政策医療を確実に県民に提供するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。</p>	<p>1 医療の提供 山梨県の基幹病院として求められる政策医療を的確に実施するとともに、高度・特殊・先駆的な医療の推進をはじめ、県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p>	<p>1 医療の提供 山梨県の基幹病院として県民の健康の保持及び増進に寄与するため、政策医療を的確に提供するとともに、高度・専門・先進的で、県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p>	<p>特殊医療という文言を修正 健康寿命という考え方を取り入れるため、「県民の健康の保持及び増進」に修正→法令の用例も「健康の保持増進」が一般的のため。</p>
<p>(1)政策医療の提供 救命救急医療、総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠かすことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を果たすこと。 また、がん、難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県の医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。特にがん医療については、ゲノム医療を推進することとし、国の取り組みを踏まえつつ、適切な医療提供体制を整備すること。 さらに、心身喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関としての医療を提供するとともに、精神科の重度・慢性入院患者、重症通院患者、依存症患者の社会復帰を目指すこと。併せて、年々増加する認知症疾患の患者が地域で安心して暮らし続けられるよう専門医療を提供すること。 なお、政策医療の提供に当たっては、引き続き県内の医療機関、関係行政機関等と適切な連携及び協力を行うこと。</p>	<p>(1)政策医療の提供 ①県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。 ア 救命救急医療 山梨県の三次救急医療を担う救命救急センターを中心に救命救急医療を提供するとともに、新たに患者の重症度や緊急性に応じ、柔軟に対応する総合診療科等を開設し、他の医療機関とも連携する中で、救命救急医療の充実を図る。 また、ドクターヘリ及びドクターカーの活用により、早期の救命救急医療を提供する。 イ 総合周産期母子医療 県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、地域の分娩取扱医療機関との連携及び診療体制の整備・充実を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。</p>	<p>(1) 政策医療の提供 ① 県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。また、脳卒中、心臓病その他の循環器病に対する医療の充実を図る。 ア 救命救急医療 山梨県の三次救急医療を担う高度救命救急センターを中心とした救命救急医療の提供やドクターヘリ及びドクターカーの活用による、早期の救命救急医療の提供により、現在の高い救命率を維持するとともに、施設、人員、医療機器等の体制の充実により、更なる救命率の向上に努める。 また、精神疾患を有する救急患者に対し、関係機関と連携して適切な医療を提供する。 さらに、初期救急医療及び二次救急医療体制については、他の医療機関、医師会などの関係機関及び自治体と連携する中で、救命医療体制の確保に協力する。 イ 総合周産期母子医療 山梨県の総合周産期母子医療センターとして、ハイリスク患者の受入体制を確保し、高度な医療を提供することにより、山梨県全体の新生児死亡率等の低減に寄与する。 また、胎児超音波スクリーニング検査などにより疾患が発見された場合には、母体・胎児への継続的な支援を行う。</p>	<p>循環器病医療の記載を追加。 ・三次救急は救命救急センターで従来通り診療を行う。 ・精神疾患患者について記載を追加 ・二次救急、一次救急は三次救急とは異なる診療体制を検討するとともに、他の医療機関・行政機関の役割を明記する。 総合周産期指定基準の文言の流用。「唯一」は強調する必要がないため、削除。 胎児スクリーニング、NICU入院児への支援も周産期母子医療の一環であることから追加。</p>

第3期中期目標(原案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)	備考
	<p>ウ がん医療 専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供などのがん診療連携拠点病院としての機能を拡充するとともに、院内のより緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実し、がん医療の質の向上に努める。</p> <p>(ア)がん治療の充実 手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。</p> <p>(イ)緩和ケア診療の充実 身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などで構成される緩和ケアチームを中心に緩和ケア診療を充実する。</p> <p>(ウ)がん患者の相談支援体制の充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるがん相談支援センターを充実する。</p> <p>(エ)ゲノム解析の推進 ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与方法や診断法を確立し、患者の個人に合わせた次世代型のがん医療創出に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。</p> <p>(オ)遺伝カウンセリングの推進 乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがんの患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。</p> <p>エ 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。</p> <p>オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど、エイズ治療拠点病院としての機能を発揮する。</p> <p>カ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重症患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。</p>	<p>ウ がん医療 専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供など、がん診療連携拠点病院としての機能を拡充する。院内のより緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実し、がん医療の質の向上に努める。 また、ゲノム医療の推進に取組み、がんゲノム医療の拠点病院としての機能を強化する。</p> <p>(ア)がん治療の充実 手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。</p> <p>(イ)ゲノム医療の推進 遺伝子検査を行い、患者の遺伝子の異常を明らかにすることで、患者一人ひとりに最適な治療方法の選択、臨床試験・治験の実施等につながるゲノム医療を推進する。また、がんゲノム医療の拠点病院としての機能を強化する。</p> <p>(ウ)ゲノム解析の推進 ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与方法や診断法を確立し、患者一人ひとりに合わせた次世代型のがん医療提供に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。</p> <p>(エ)遺伝カウンセリングの充実 乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがん患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。</p> <p>(オ)がん相談支援体制の充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行い、がん医療の質の向上を図るため、院内外の各専門領域の医師、看護師及び検査技師等が参加し、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるがん相談支援センターの充実を努める。</p> <p>(カ)緩和ケア診療の充実 患者の身体の苦痛及び家族の不安などを軽減するため、緩和ケア診療の充実に取り組む。</p> <p>エ 循環器病医療 循環器病対策基本法に基づき、循環器病患者に対する高度で専門的な医療を提供するため、施設、人員、医療機器等の体制の充実を図る。</p> <p>オ 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。</p> <p>カ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供し、臨床心理士によるカウンセリングを行うとともに、エイズ治療拠点病院として山梨県の要請に応じた事業を実施する。</p> <p>キ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者及び結核患者を受け入れる病室を活用し、山梨県の感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重症患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。さらに山梨県内での感染症発生時には、県の指導を受けながら必要な情報の収集及び提供、患者の受入体制の構築に努める。</p>	<p>拠点病院の指定について追加。</p> <p>中期目標において、ゲノム医療が追加されたため、ゲノム医療についての記載を追加</p> <p>(ウ)「がん医療創出」→「がん医療提供」に修正</p> <p>(オ)がん相談支援体制参加者及びがん医療の質の向上についての記載を追加</p> <p>(カ)文言整理</p> <p>脳卒中・循環器病対策基本法の公布、施行(R1年中)に伴う項目追加</p> <p>後段:健康増進課通知:エイズ中核拠点病院事業の実施についてから。 事業内容:研修会の開催及び連絡協議会の</p> <p>病床への患者の受入について記載(結核病床で稼働しているのは中央病院のみのため、第1類に限定しない。)重大感染症などの記載を修正</p>

第3期中期目標(原案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)	備考
	<p>②県立北病院 精神科救急・急性期医療や通院医療などの充実を図るとともに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院・通院医療機関としての役割を果たす。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 本県における精神科救急医療体制の強化に対応するとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p> <p>イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童思春期病棟を有する病院として、より高度で専門的な医療を関係機関と連携して提供する。</p> <p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関として最適な医療を提供し、対象者に対して、指定入院から指定通院に向かう一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>エ 重度・慢性入院患者への医療 集中的な救急・急性期治療によっても早期の退院が困難な重症患者や長期在院重症患者に、さらに高度な薬物治療等や多職種治療チームによる治療体制を構築し、退院と社会復帰を目指す。</p> <p>オ 重症通院患者への医療 救急・急性期、重度・慢性患者への入院医療、指定入院医療などから退院し、地域で生活する重症患者に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるデイケアなどの通院治療やアウトリーチ(訪問支援)などにより医療を提供する体制を強化し、地域社会への適応を促進する。</p>	<p>② 県立北病院 精神科救急・急性期医療や通院医療などの充実や、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関等の役割を果たすとともに、依存症や認知症の医療の提供について一層の高度化を図る。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 本県における精神科救急医療体制の重要な役割を担うとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p> <p>イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童思春期病棟を有する病院として、より高度で専門的な医療を関係機関と連携して提供する。</p> <p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関として最適な医療を提供し、対象者に対して、指定入院から指定通院に向かう一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>エ 重度・慢性入院患者への医療 集中的な救急・急性期治療によっても早期の退院が困難な重症患者や長期在院重症患者に、さらに高度な薬物治療等や多職種治療チームによる治療体制を強化し、退院と社会復帰を目指す。</p> <p>オ 重症通院患者への医療 措置入院や指定入院などから退院し、地域で生活する重症患者に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるデイケアなどの通院治療や訪問看護ステーションなどによる包括的な医療を提供し、地域社会への適応を促進する。</p> <p>カ 依存症患者への医療 専門的な治療を行うとともに関係機関との連携を強化しながら、依存対象に応じた医療を提供する体制を強化し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>キ 認知症患者への医療 認知症疾患医療センターとして、病態に応じた治療、相談への対応及び地域の医療機関への紹介等を行うとともに、山梨県及び関係機関と連携することにより患者が地域において継続して生活するための支援を行う。</p>	

第3期中期目標(原案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)	備考
<p>(2) 質の高い医療の提供 基幹病院としての役割を果たすため、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化に適切に対応するとともに、診療実績の検証等によるより良い医療の提供に努めること。 また、病院施設、医療機器等の整備はICT等様々な技術の進展を踏まえながら、初期投資に維持費などを加えたライフサイクルコストや地域の医療需要を考慮しつつ計画的に行い、質の高い医療を提供すること。</p>	<p>(2) 質の高い医療の提供 県立病院機構の有するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図る中で、地方独立行政法人制度の特長である弾力的・効率的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>① 医療従事者の育成・確保 高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人間的資質が優れ、診療能力が高い医師、看護師等(以下「医療従事者」という。)の育成、確保及び定着に努める。 また、医師事務作業補助者及び看護補助者を拡充し、医療従事者の業務負担の軽減及び処遇の改善を図る。</p> <p>② 7対1看護体制への柔軟な対応 患者一人一人の症状に応じたきめ細かな看護を実施し、患者にとって良好な療養環境を確保するため、県立中央病院において、今後変革が予想される7対1看護体制への柔軟な対応を図る。</p> <p>③ 医療の標準化と最適な医療の提供 治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルパスを推進する。 また、診断群分類包括評価(DPC)から得られる詳細な診療情報を、診療科や疾患別のデータ分析、クリニカルパスの見直し、後発医薬品の採用推進などに積極的に活用する。</p> <p>④ 高度医療機器の計画的な更新・整備 各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>⑤ 病院施設の適切な修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p>	<p>(2) 質の高い医療の提供 <u>山梨県の基幹病院として、県民の医療に対するニーズに適切に対応し、より良い医療を提供するため、次の取組みを行う。</u> 県立中央病院においては、公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の更新に向けた取組みを進めるとともに、一般社団法人日本病院会の臨床指標プロジェクトに参加する。 県立北病院においては、公益社団法人全国自治体病院協議会の医療の質の評価・公表等推進事業に参加する。</p> <p>(削除)</p> <p>① 医療の標準化と最適な医療の提供 治療内容と治療計画を明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルパスの活用を推進する。 また、<u>県立中央病院においては、診断群分類包括評価(DPC)の医療機関別係数の上昇を目指し、DPCなどから得られる詳細な診療情報を、診療科や疾患別のデータ分析、クリニカルパスの見直しに活用する。</u></p> <p>② 質の高い看護の提供 <u>患者の症状に応じたきめ細やかで質の高い看護を提供し、患者にとって良好な療養環境を確保する。</u> また、<u>正規看護師及び新卒看護師の離職率を全国平均以下とするため、職場環境の整備及びワークライフバランスを推進し、看護師の確保、育成及び定着に取組む。</u></p> <p>③ 病院施設の修繕、医療機器等の整備 <u>病院施設の改築、修繕及び各種医療機器の更新・整備を計画的に行い、地域の医療需要を踏まえた質の高い医療の提供に努める。</u> また、<u>病院施設、医療機器等の整備に当たっては、整備の効果、時期、費用及び技術革新などを考慮して行う。</u></p>	<p>「より良い医療の提供」は中期目標を引用</p> <p>中期目標において①医療従事者の育成確保は第2-3へ移動。このため、中期計画においては削除・移動。</p> <p>中期目標の順序で記載。 後段の診療情報はDPC以外からも得ているため、「など」を追加。 後段の文言整理</p> <p>標題を変更 「質の高い看護」を追加 後段：離職率について記載したため、看護師の確保等について記述を追加。</p> <p>第2期④と⑤は同じ内容のため統合 ICTについての記述を追加</p>

第3期中期目標(原案)	第2期中期計画	第3期中期計画(案)	備考
<p>(3) 県民に信頼される医療の提供 県民及び患者の視点に立ち、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。 特に、患者の権利に最大限配慮し、患者サービスの向上に努めるとともに、医療安全・院内感染対策、医療倫理の確立及び医薬品の適正管理に努めること。</p>	<p>(3) 県民に信頼される医療の提供 医療の専門化・高度化が進む中で、疾病や診療に関する十分な説明を行い、患者・家族の理解を得るとともに、医療安全対策を徹底し、県民に信頼される医療の提供に努める。</p> <p>①医療安全対策の推進 ア リスクマネージャーの活用 専従のリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活かして、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。 イ 情報の共有化 チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。 ウ 医療事故への対応 医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>②医療倫理の確立 患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p> <p>③患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解(インフォームド・コンセント)に基づき、最適な医療を提供する。 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>④医薬品の安心、安全な提供 県立中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。</p> <p>⑤患者サービスの向上 外来患者の待ち時間や患者満足度調査を毎年定期的実施し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制度の効率的運用や受付から精算までが円滑に行われるための施設・設備面を含めた実施体制の整備、職員への接遇研修などにより、患者サービスの向上に努める。</p> <p>⑥診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。</p>	<p>(3) 県民に信頼される医療の提供 医療の専門化・高度化が進む中で、<u>医療安全・感染症対策を徹底するとともに、患者・家族の理解を得るために、疾病や診療に関する十分な説明を行うなど、県民に信頼される医療の提供に努める。</u></p> <p>① 医療安全・感染症対策の推進 ア リスクマネージャーの活用 専従のリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活かして、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。 イ <u>院内感染への対策</u> 院内に設置された感染症対策の部門及び委員会が連携して院内感染の防止に取り組むとともに、職員の感染防止対策のため、ワクチンの接種等を行う。 ウ 情報の共有化 チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。 エ 医療事故発生時の対応 医療事故発生時には、事故調査委員会を設置し、<u>速やかに関係法令及び医療安全対策マニュアルに基づいた適切な対応を行う。</u></p> <p>② 医療倫理の確立 患者の権利を尊重する医療倫理を確立するため、<u>新たな高度医療の導入に当たっては、倫理委員会での審査を行う。</u> また、倫理的な課題を共有し、<u>医療倫理に対する意識を向上するため、職員を対象とした倫理研修会を実施する。</u></p> <p>③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と同意に基づき、最適な医療を提供する。 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>④ 医薬品の安心、安全な提供 医薬品の処方、投薬の安全性等の確保や適正管理に努めるとともに、<u>患者の持参薬管理、服薬指導を更に推進し、薬剤管理指導回数の増加に努める。</u> 県立中央病院においては、薬剤師を含めた専門性を活かしたチーム医療の推進に努める。また、退院後も適切な薬物療法が継続できるよう、患者への説明・指導に努める。</p> <p>⑤ 患者サービスの向上 外来患者の待ち時間や患者の満足度の調査を毎年定期的実施し、<u>実態の把握に努めるとともに、診療の予約や受付から精算までを円滑に行う体制の整備、職員への接遇研修などにより、患者サービスの向上に努める。</u> また常設している意見箱に寄せられる患者からの意見・苦情に対し、<u>速やかに改善に取り組む。</u></p> <p>⑥ 診療情報の適切な管理 電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、関係法令・指針に基づき、患者・家族に対する診療情報の開示を速やかに実施する。</p>	<p>第2期を引用・文言整理</p> <p>医療安全対策マニュアルは作成済みのため修正</p> <p>院内感染対策についての記述を追加(感染対策マニュアルを引用)</p> <p>医療倫理については倫理研修会を実施していることから追加。</p> <p>第2期を引用(「理解」→「同意」に修正) インフォームドコンセント=「説明と同意」のため</p> <p>前段文言整理</p> <p>病棟薬剤業務及び服薬指導の内容を記載。</p> <p>第2期を引用</p> <p>後段：意見箱に度々寄せられる意見についての記述を追加</p> <p>紙カルテを削除</p>